

令和6年度 第2回物価高騰対策給付金 住民税非課税世帯等への給付金(3万円/世帯) こども加算(2万円/人)のご案内

裏面もご覧ください⇒

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)に基づき、住民税均等割非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を支給します。さらに対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に児童1人当たり2万円を加算して支給します。

次に該当する場合に支給対象となります(受給できるのは1回のみです)。

令和6年12月13日時点で嘉島町に住民登録がある世帯で、

- ①世帯全員の令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
- ②令和6年1月～12月までに家計が急変し、世帯全員が「**住民税均等割非課税相当**」となった世帯(家計急変世帯)

以下の世帯は対象になりません

- ・住民税未申告や「住民税均等割」が課税されている方がいる世帯(※家計急変世帯を除く)
- ・令和6年1月1日に日本にいなかった方がいる世帯(課税情報が日本にない世帯)
- ・租税条約で住民税非課税の方がいる世帯
- ・すでに他の市区町村で同趣旨の給付金を受給された世帯

申請方法(住民税均等割非課税世帯)

- ①世帯全員の令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
嘉島町からお知らせが届きます。※令和7年2月下旬から順次発送いたします。
☆お知らせの中に「振込口座名」が記載されている方
⇒手続きはいりません。記載の口座に給付金の振込を行います。
(※口座変更や受給拒否の場合のみ連絡ください)
☆お知らせの中に「振込口座名」の記載がない方
⇒届出用紙を同封しておりますので、口座番号等が分かるもの(通帳・キャッシュカードのコピー等)と本人確認証のコピーを同封して返送をお願いします。
☆令和6年1月1日に嘉島町に住民登録がなかった方
⇒世帯全員の令和6年1月1日時点の住所地の非課税証明書を添付して申請してください。
(前回の給付金で嘉島町に申請済みの方は不要です)
申請期間: 令和7年7月31日(木)まで
※申請書は嘉島町HPからダウンロードできます。
※本町で課税状況を調査し、支給要件に該当することが分かればその都度通知します。

こちらは裏面です。

表面からのつづき

申請方法（家計急変世帯）

②令和6年1月～12月までに家計が急変し、世帯全員が「住民税均等割非課税相当」となった世帯（家計急変世帯）

申請期間：令和7年7月31日（木）まで

- ・申請書
- ・申請者(世帯主)の本人確認書類のコピー
- ・受取口座を確認できる通帳などのコピー
- ・令和6年中(1月～12月)の収入(所得)の申立書
- ・令和6年中(1月～12月)の収入(所得)の額が分かる書類等
(源泉徴収票や事業収入が分かる書類)

※審査の結果、給付金を受け取れない場合もありますのでご了承ください。

※申請書は嘉島町HPからダウンロードできます。

こども加算について（児童1人あたり2万円） （令和6年度住民税非課税世帯と同一世帯となっている 18歳以下の児童への給付金）

令和6年12月13日時点で前記の世帯（令和6年度住民税非課税世帯等）と同一世帯となっている18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童を扶養している場合、児童1人当たり2万円を加算給付します。手続きは不要です（非課税世帯等の給付金と併せて通知が届きます）。

☆お知らせの中に「対象児童」と「振込口座」が記載されていますのでご確認ください。

☆記載の世帯主さまの口座に給付金の振込を行います。

※振込先は、住民税非課税世帯等給付金と同じ口座となります。

（※口座変更や受給拒否の場合は届け出が必要になります。）

以下の場合には申請が必要です。※申請期限 令和7年7月31日(木)

基準日（令和6年12月13日）以降に出生した児童や、基準日時点で別居だが扶養している児童も対象となります。（※ただし同じ児童が重複しての受給はできません。）

新たに対象となる児童がいる場合は、別に申請が必要になります。

申請期限は令和7年7月31日（木）までとなりますのでご注意ください。

※申請書は嘉島町HPからダウンロードできます。

※給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、返還していただきます。

お問い合わせ

嘉島町役場 福祉課福祉係 **096-237-2576(直通)** 平日8:30～17:15